

## 出雲市農業委員会（第2期）第25回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和4年(2022)8月25日(木) 午後1時27分から午後2時32分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(21名)

大梶 泰男	石飛 政樹	松本 尚幸	原 孝治	河原 基
岡田 征記	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正	石飛 忠宏
渡部 靖司	上野 正夫	天野 明浩	板垣 房雄	今岡 充
持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹	青木 敏男	若槻 博美
遊木 龍治				

4 欠席委員(3名)

落合 光啓 水 壯 塩野 一男

5 提出議題

(1) 報告事項

報第80号 会長専決処分の報告

報第81号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第82号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第168号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第169号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第170号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第171号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第172号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第173号 非農地証明について

会長あいさつ

## 6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号2番の石飛政樹委員と6番岡田征記委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。  
報告事項、報第80号会長専決処分の報告、報第81号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第82号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを一括して報告します。

報第80号会長専決処分について、報告いたします。第24回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件、第5条1件については、島根県農業会議第77回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、農地法第4条2件、第5条1件を、常設審議委員会における決定日の8月10日付けで許可決定しております。

また、第23回総会承認いたしました案件で、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可が未済（みさい）のため、許可保留としていました農地法第5条1件について、令和4年8月18日付で開発行為の許可がありましたので、許可日と同日の令和4年8月18日付で許可決定しております。

以上、報告といたします。

議長 続いて、報第81号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第81号について、説明します。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号51番から52番の2件の通知がありました。内訳としては、農地法5条申請のためが1件、耕作者変更のためが1件となっています。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第82号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、

事務局から報告をお願いします。

和泉主事        それでは、報第82号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。第25回総会報告事項の2ページから10ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号79番から98番までの20件でした。権利の取得事由は20件全てが「相続」によるものでした。

市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。

受付番号81番、84番は、関連する届出です。受付番号91番について、備考欄に持分7分の1と書いてありますが、これは元々7分の1の持分であった農地を相続されました。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、8月10日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長        報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長        質問は無いものと認めます。

議 長        続いて、議案の審議を行います。それでは、議第168号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長        議第168号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、8月31日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の賃借権の行をご覧ください。設定合計は、6筆、3,592㎡、うち新規の設定が5筆3,295㎡、再設定が1筆、297㎡です。この内訳については2ページの別表①の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が、1筆、297

m<sup>2</sup>、中間管理事業分合計が、5筆、3,295 m<sup>2</sup>、うち中間管理事業一括方式分が1筆、124 m<sup>2</sup>となっております。

続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の使用貸借権の行をご覧ください。設定合計は、14筆、9,019 m<sup>2</sup>うち新規の設定が6筆、3,196 m<sup>2</sup>、再設定が8筆、5,823 m<sup>2</sup>です。この内訳については3ページの別表②の総計欄の一番下、合計ご覧ください。相対分合計が、1筆、489 m<sup>2</sup>、中間管理事業分合計が、13筆、8,530 m<sup>2</sup>うち中間管理事業一括方式分が8筆、5,823 m<sup>2</sup>となっております。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計の総計欄の一番下、合計をご覧ください。20筆、12,611 m<sup>2</sup>です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。8ページの「農用地利用集積計画所有権移転」及び9ページの「所有権移転総括表」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は、10筆、6,588 m<sup>2</sup>です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回までの総会で決定いただきました、農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。説明は、以上でございます。

議 長           ご質問、ご意見はございませんか。

議 長           質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第168号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長           挙手全員と認めます。よって議第168号を承認いたします。

議 長           次に、議第169号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定につ

いて、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事

それでは、議第169号農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。はじめに、受付番号39番については令和4年8月24日付けで許可申請の取下願が提出されましたので、資料の修正をお願いいたします。修正箇所については、議案書1ページの農地法第3条の欄にあります所有権移転の事由の規模縮小が削除になりますので、所有権移転の合計の件数は34件、合計面積は15,684㎡、全体の合計の件数は35件、面積は15,704.28㎡になります。また、議案の3ページの受付番号39番、9ページの調査書の39番が欠番となります。第25回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。

今月は、所有権移転の申請が34件、地役権設定の申請が1件ありました。個別の事案についてご説明いたします。第25回総会議案の2ページから7ページをご覧ください。なお、備考欄に※印で記載のあるものにつきましては、令和4年7月25日の総会にて別段面積の適用を決定した土地でございます。

受付番号29番について説明します。譲渡人は、相手方の要望のため、近隣宅地購入者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が柿や季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号30番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号31番と32番は譲受人が同じですのであわせて説明します。譲渡人は、いずれも高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号33番について説明します。譲渡人は、管理している相続財産の処分のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号34番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、譲渡人の親戚である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜等を栽培される計画です。

つづいて受付番号35番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がひまわりやラベンダー等の花卉を栽培される計画です。

つづいて受付番号36番について説明します。譲渡人は、相手方の要望の

ため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜等を栽培される計画です。

つづいて受付番号37番と38番は譲受人が同じですのであわせて説明します。譲渡人は、いずれも進入路が狭いことによる耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号40番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜等を栽培される計画です。

つづいて受付番号41番について説明します。譲渡人は、宅地に挟まれていることによる耕作不便のため、近隣の宅地所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号42番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がイチジクなどを栽培される計画です。

つづいて受付番号43番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号44番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がトマトやきゅうり等の季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号45番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜等を栽培される計画です。

つづいて受付番号46番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号47番について説明します。譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がさつまいもを栽培される計画です。

つづいて受付番号48番について説明します。譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣にある事務所の事業者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がさつまいもを栽培される計画です。

つづいて受付番号49番について説明します。譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がさつまいもを栽培される計画です。

つづいて受付番号50番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、以前からの耕作者の親族である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が牧草を栽培される計画です。

つづいて受付番号51番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が栗や梅を栽培される計画です。

つづいて受付番号52番について説明します。譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号53番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がさつまいもを栽培される計画です。

つづいて受付番号54番について説明します。譲渡人は、自己破産に伴う財産処分のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に西浜いもを栽培される計画です。

つづいて受付番号55番について説明します。譲渡人は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜やイチジクを栽培される計画です。

つづいて受付番号56番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が玉ねぎやさつまいもを栽培される計画です。

つづいて受付番号57番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的にぶどうを栽培される計画です。

つづいて受付番号58番について説明します。譲渡人は、体調不良による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号59番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が白菜や大根を栽培される計画です。

つづいて受付番号60番について説明します。譲渡人は労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号61番について説明します。譲渡人は、進入路が狭いことによる耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。

所有権移転後は、田にして受人が隣接する自己所有地と一体的に水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号62番について説明します。譲渡人は、管理している相続財産の処分のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号63番について説明します。譲渡人は、宅地に隣接していることによる耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号64番について説明します。これは、地役権設定の案件になります。まず、地役権についてご説明いたします。地役権とは、自分の土地の利便性を高めるために、他人の土地を利用することができるという民法に規定がある権利です。今回は、「他人の農地の地下」に「排水管」を通すという地役権の設定になります。許可の基準については、「周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないこと」かつ「権利の設定に際し、その行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること」とされています。では、説明資料の1ページから3ページをご覧ください。申請場所は、斐川町原鹿です。申請内容は、申請場所の西側に隣接する宅地のために、申請地北側の地下に排水管を通すものです。地役権設定後も、地上部分については現在の耕作者が農地として管理を続けるとのことでした。

以上、受付番号29番から64番については、8ページから13ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長        それでは、議題となっております議第169号のうち、1件が農業委員関与案件となります。その内、23番若槻博美委員の関与案件が3ページの38番の1件、となります。それでは、23番若槻博美委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により23番若槻博美委員が除斥となります。

議長        本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長        質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第169号のうち23番若槻博美委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。



議長 挙手全員と認めます。よって、23番若槻博美委員の関与案件1件を承認します。ここで若槻委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第169号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号20番の江角です。議案7ページ受付番号64番の案件について、受益者と所有者が逆ではないでしょうか。

和泉主事 そのとおりです。申し訳ありません。議案の修正をお願いします。

江角委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第169号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第169号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認します。

議長 次に、議第170号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 それでは、議第170号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。第25回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、14件の申請がありました。議案書は15ページから16ページ、説明資料は4ページから6ページ、参考資料は1ページから26ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている6件について、8月に開催予定の第78回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件について説明いたします。

議案書15ページの受付番号22番です。説明資料は、1ページから3ページをご覧ください。転用場所は稲岡町です。詳細な位置につきましては2ページの案内図でご確認ください。転用目的は貸集合住宅です。面積につい

ては、転用面積・事業面積がともに2,035㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の地域になります。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整については、今年度の2月に申請地の農用地区域からの除外申し出があり、6月の第23回総会で審議済みであり、9月末に決定する見込みです。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内在住の申請地東側でアパート経営を行っている個人です。この度、市街地に近く国道へのアクセスもよい申請地を整備し、貸集合住宅を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額が2億1,200万円、資金調達は全額借入金で賄う計画となっています。証明書を確認しています。

なお、この他に事後追認の案件が7件あります。受付番号18番の案件は、平成20年頃から駐車場用地として利用してきたものです。受付番号21番の案件は、昭和49年頃から個人住宅敷地として利用してきたものです。受付番号25番の案件は、昭和60年頃から個人住宅敷地として利用してきたものです。受付番号26番の案件は、昭和60年頃から個人住宅敷地として利用してきたものです。なお、議第171号の受付番号114番について関連案件となっています。受付番号27番の案件は、平成10年頃から住宅敷地として利用してきたものです。受付番号30番の案件は、40年以上前から個人住宅敷地として利用してきたものです。受付番号31番の案件は、平成10年頃から自家用駐車場用地として利用してきたものです。いずれの申請も事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号18番から31番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 説明のあった案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第170号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第170号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第171号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び

承認について、及び関連がございますので、議第172号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第171号について、ご説明いたします。はじめに、受付番号119番について、8月18日付けで許可申請の取下願が提出されましたので、資料の修正をお願いいたします。修正箇所については、参考資料111ページから112ページが削除となります。

総会議案書は17ページから26ページ、説明資料は7ページから21ページ、参考資料は27ページから138ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が50件、賃貸借権の設定が6件、使用貸借権の設定が4件の合計60件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている29件について、9月に開催予定の第78回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書19ページの受付番号96番です。説明資料は7ページから9ページをご覧ください。転用場所は稲岡町の田1筆です。案内図は8ページです。転用目的は建売分譲敷地です。面積は転用面積・所要面積ともに2,470㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整は、令和4年6月に農業委員会総会で審議済です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で宅地建物取引業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得して建売分譲敷地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額1億3,400万円で、これに対する資金調達は借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書20ページの受付番号99番です。説明資料は10ページから12ページをご覧ください。転用場所は高岡町の田5筆です。案内図は11ページです。転用目的は、建売分譲敷地です。面積は転用面積・所要面積ともに2,822㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整は、令和4年6月に農業委員会総会で審議済です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で宅地建物取引業を営む法人です。この度利便性の高い申請地を取得して建売分譲敷地として利用する計画です。資金計画については所要資金額1億5,000万円で、これに対する資金調達は借入金の計画であり証明を確認しています。

議案書20ページの受付番号100番です。説明資料は、13ページから15ページをご覧ください。転用場所は西林木町の田3筆です。案内図は、

14ページです。転用目的は建売分譲敷地です。転用面積が1,284㎡、所要面積が2,570㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整は、令和4年6月に農業委員会総会で審議済です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で宅地建物取引業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得して建売分譲敷地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額1億3,000万円で、これに対する資金調達は借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書24ページの受付番号123番です。説明資料は、16ページから18ページをご覧ください。転用場所は斐川町求院の畑2筆です。案内図は17ページです。転用目的は建売分譲敷地です。転用面積が1,669㎡、所要面積が1,794㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で宅地建物取引業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得して、建売分譲敷地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額1億4,600万円で、これに対する資金調達は借入金及び自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書25ページの受付番号128番です。説明資料は、19ページから21ページをご覧ください。転用場所は西神西町の田1筆です。案内図は、20ページです。転用目的は、工事の仮設事務所及び駐車場、倉庫置場です。面積は転用面積・所要面積ともに670㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。市内で建設業を営む法人です。この度、事業者が受注した工事のため、申請地を賃借して仮設事務所及び駐車場、倉庫置場を確保する計画です。資金計画については、所要資金額66万9千円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

つづいて、議第172号について、ご説明いたします。議案書は27ページ、説明資料は22ページから27ページ、参考資料は51ページから52ページ、69ページから70ページ、139ページから140ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が1件、権利の移転設定を伴わない変更が4件の合計5件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている2件について、9月に開催予定の第78回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書 27 ページの受付番号 19 番です。説明資料は 22 ページから 24 ページをご覧ください。転用場所は古志町の田 1 筆です。案内図は 23 ページです。転用目的は、駐車場です。転用面積、所要面積ともに 1, 223 m<sup>2</sup>です。都市計画区域区分は、その他の区域です。申請地の農地区分は、第 1 種農地です。土地利用計画との調整は、令和 3 年度に農用地区域からの除外決定済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第 35 条第 5 号の「既存拡張」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で自動車運送業等を営む法人です。当初は、駐車場及び事務所兼倉庫を建築する計画で許可を受けていましたが、感染症の流行等による宅配需要の急増に伴い、新規車両の駐車場面積が不足することになったため、駐車場のみを整備することになったものです。資金計画については、所要資金額 1, 000 万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書 27 ページの受付番号 22 番です。説明資料は 25 ページから 27 ページをご覧ください。転用場所は神門町の田 2 筆です。案内図は 26 ページで、転用目的は駐車場及び倉庫です。転用面積及び所要面積は 1, 523 m<sup>2</sup>です。都市計画区域区分は、その他の区域です。申請地の農地区分は、第 1 種農地です。土地利用計画との調整は、平成 17 年度に農用地区域からの除外決定済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で福祉事業を営む法人です。当初は、デイサービスセンターを建築する計画で許可を受けていましたが、他地区における複数の保育所施設の開設・移転に伴い、計画を断念することになったものです。この度、近隣事業所へ貸し出す駐車場及び事業所物品を保管する倉庫を建設する予定です。資金計画については、所要資金額 450 万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

その他の案件についてです。受付番号 18 番は、権利の移転・設定を伴わない変更です。受付番号 20 番は、農地法 5 条の 86 番とセット案件です。受付番号 21 番は、農地法 5 条の 95 番とセット案件です。議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

以上、議第 171 号の 60 件及び議第 172 号の 5 件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長       ご質問、ご意見はないものようですので、議第171号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第172号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長       挙手全員と認めます。よって議第171号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第172号を決定いたします。

議 長       次に、議第173号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員   それでは議第173号、非農地証明の申請について説明します。議案書の28ページ及び説明資料28ページから31ページをご覧ください。今月は2件の申請がありました。

      受付番号19番について説明いたします。申請地については議案28ページに載せております。また説明資料の28ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料29ページの現況写真をご確認ください。申請地は三方を山林で囲まれた陽の当たらない窪地で、昭和30年代からは沼地となり50年以上耕作をされず原野の状態となっています。現地確認は8月8日に塩野農業委員、鳥屋尾推進委員、事務局職員で行っています。

      次に、受付番号20番について説明いたします。申請地については議案28ページに載せております。また説明資料の30ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料31ページの現況写真をご確認ください。申請地は、30年以上耕作されず、樹木が生い茂って、山林の状態となっています。現地確認は8月12日に大梶農業委員、松井推進委員、小村推進委員、川上推進委員、事務局職員で行っています。

      19番、20番の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長       私の方からは補足はありません。事務局からから説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第173号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第173号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時32分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、吉川主任、高橋副主任、後藤主事、和泉主事、

高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

---

署名委員

---

署名委員

---